

役員及び評議員の報酬等に関する支給基準

(報酬)

第1条 定款第8条に定めるとおり、評議員は無報酬とする。また、定款第21条に定める理事及び監事に対する役員の報酬等は無報酬とする。

(費用弁償)

第2条 役員等費用弁償規程に定めるとおり、法人業務を執行した役員等には費用弁償を支給する。

附 則

この基準は、平成30年6月15日から施行する。